

JR東日本グループのコンプライアンスに関する取組み

JR東日本グループでは、「法令遵守及び企業倫理に関する指針」を策定するとともに、公益通報等に対応した窓口として「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。

なお、「コンプライアンス相談窓口」では、公益通報者保護法を踏まえ、JR東日本グループで働く人だけでなく、JR東日本グループと取引関係のある会社で働く人からの通報等も受け付けています。

J R 東日本の窓口

〒151-8578 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社 コンプライアンス相談窓口

メール : compliance@jreast.co.jp 電話 : 058-6932、03-5334-1360

法令遵守及び企業倫理に関する指針

1 法令遵守・企業倫理

- ・ 役員及び社員等は、事業活動のグローバル化に対応し、国内外の法令やルールを遵守し、人権を含む各種規範、それぞれの地域の文化を尊重するとともに、高い倫理観を持って行動します。

2 安全の提供と信頼の獲得

- ・ 役員及び社員等は、安全で社会的に有用な商品・サービスを開発、提供するという変わらぬ使命を果たし、お客さまの満足と信頼を獲得します。

3 取引先等との健全な関係

- ・ 役員及び社員等は、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
- ・ 役員及び社員等は、会社における資産、職務や地位を私的な目的に利用しません。

4 情報の公正な開示と適正な管理

- ・ 役員及び社員等は、株主はもとより、広く社会との対話に努め、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- ・ 役員及び社員等は、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報を適正に管理します。

5 環境保全

- ・ 役員及び社員等は、環境問題への取組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、積極的に行動します。

6 人権尊重

- ・ 役員及び社員等は、個人の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
- ・ 役員及び社員等は、広い視野を持ち、無限の可能性を追求する企業風土づくりに努めます。

7 反社会的勢力との絶縁

- ・ 役員及び社員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

8 社会貢献

- ・ 役員及び社員等は、社会インフラを担う企業グループの一員として、かつ地域の一員として、積極的に社会に貢献します。

9 本指針の精神の徹底（経営姿勢）

- ・ 経営トップは、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、社内及びグループ会社にその徹底を図るとともに、取引先に周知します。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行います。

10 問題への対処（経営姿勢）

- ・ 経営トップは、本指針に反するような事態が発生したときには、自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正に対処します。

JRバス東北(株)と取引関係のある会社で働く人へ

ジェイアールバス東北 公益通報窓口のお知らせ

JRバス東北では公益通報者保護法の趣旨に基づき、公益通報窓口を運営しております。

この窓口は、JRバス東北で働く人が、JRバス東北内で「法令遵守や企業倫理に反する行動や反する恐れのある行為を認識したとき」に相談・通報することができる窓口ですが、JRバス東北と取引関係のある会社で働く方が、JRバス東北内で公益通報者保護法第2条第3項に規定する「通報対象事実」を認識したときにも、相談・通報することができます。以下の連絡先まで通報して下さい。

お問合せ先	〒980-0022 : 仙台市青葉区五橋1丁目1番1号 JR東日本東北本部ビル3階 ジェイアールバス東北株式会社 総務部公益通報窓口
-------	---

なお、この窓口を利用して公益通報を行ったことにより、JRバス東北から不利益取扱いを受けることはありません。